

子ども・子育て支援事業計画

概要版



平成 27 年 3 月

津 島 市

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されます。

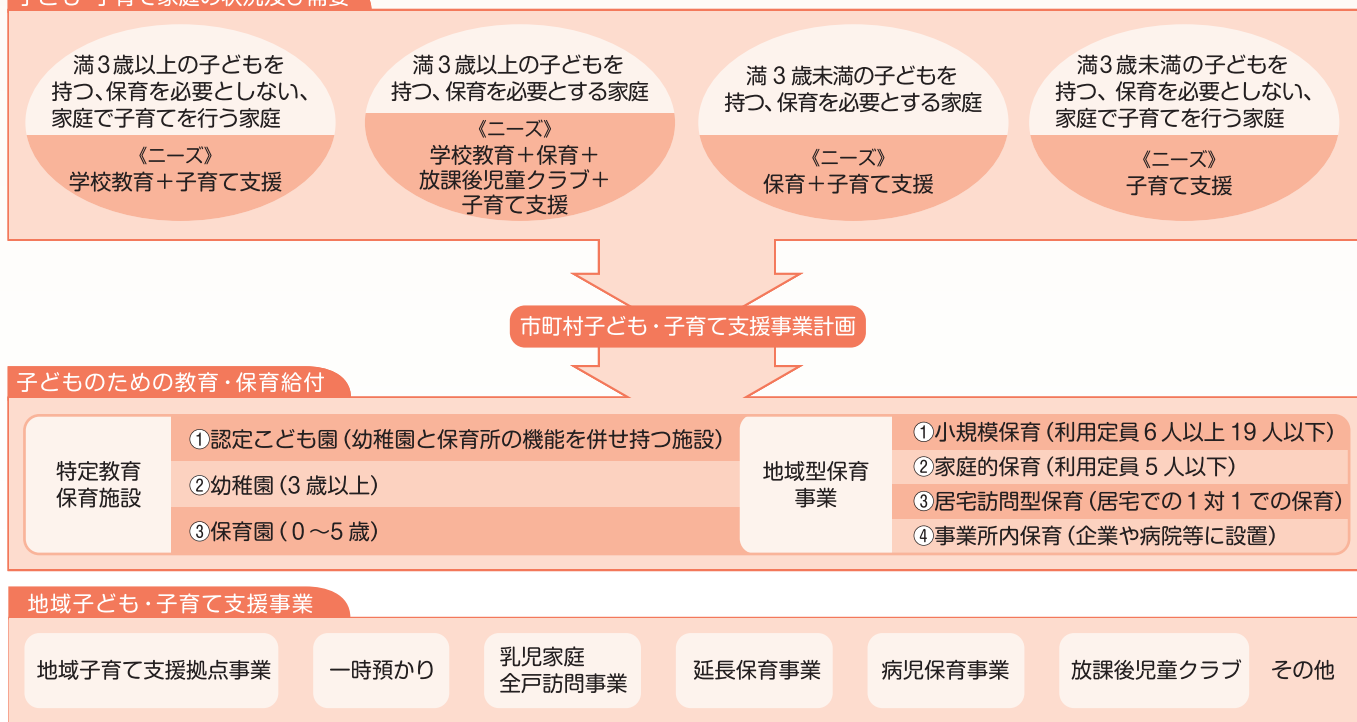
『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実



この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

図表1 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



出典：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

2 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

③ 計画の性格

本計画は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」第61条を根拠とする計画で、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。

また、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。

さらに、国の「健やか親子21（第2次）」に基づく母子保健計画として位置づけるほか、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。なお、本計画の策定に当たっては、市の総合計画や男女共同参画プラン、などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

第4次津島市総合計画

図表2 計画の性格

子ども・子育て支援に関する個別計画

津島市子ども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援法第61条
「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「健やか親子21 第2次（母子保健計画）」
- 「放課後子ども総合プラン」

その他個別計画

- 津島市男女共同参画プラン
- 津島市障がい福祉計画
- その他計画等

整合性
確保

④ 基本理念

市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図る観点から、平成22年3月に策定した「津島市次世代育成支援後期行動計画」を継承した次の基本理念を設定します。

基本理念

安心して子どもを産むことができ、
社会全体で子育てを支援し、
子どもが健やかに育つまち 津島

⑤ 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

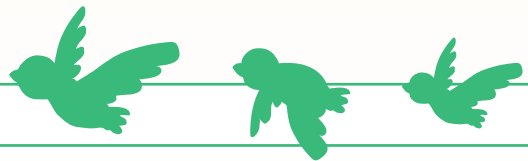
平日日中の教育・保育（子どものための教育・保育給付）

ニーズ調査に基づき、次のとおり量の見込み（必要量）を設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

事業概要

図表3 平日日中の教育・保育（子どものための教育・保育給付）

認定区分	対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし 専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭 共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	認定こども園及び幼稚園 認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり 共働きの家庭	認定こども園及び保育園 認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり 共働きの家庭	認定こども園及び保育園 地域型保育事業 認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応



量の見込みと確保方策及び実施時期

図表4 1号認定（3歳以上保育の必要なし。2号認定教育ニーズを含む）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	742人	672人	628人	618人	623人
1号認定	608人	551人	515人	507人	511人
2号認定教育ニーズ (保育の必要ありで幼稚園希望)	134人	121人	113人	111人	112人
確保方策	838人	838人	838人	838人	838人
特定教育・保育施設(公立幼稚園)	105人	105人	105人	105人	105人
確認を受けない幼稚園	733人	733人	733人	733人	733人

図表5 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	837人	759人	709人	698人	704人
確保方策	780人	780人	780人	780人	780人
特定教育・保育施設	780人	780人	780人	780人	780人
認可外保育施設	-	-	-	-	-

0歳

図表6 3号認定(3歳未満保育の必要あり)(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	57人	55人	54人	53人	52人
確保方策	57人	57人	57人	57人	57人
特定教育・保育施設	57人	57人	57人	57人	57人
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-

1・2歳

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	379人	390人	377人	368人	360人
確保方策	390人	390人	390人	390人	390人
特定教育・保育施設	348人	348人	348人	348人	348人
特定地域型保育事業	42人	42人	42人	42人	42人
認可外保育施設	-	-	-	-	-

図表7 0～2歳児の保育利用率(単位:人、%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童人口(0～2歳)	1,282人	1,293人	1,257人	1,226人	1,199人
保育所在園児童数(量の見込み)	436人	445人	431人	421人	412人
保育利用率	34.0%	34.4%	34.3%	34.3%	34.4%

地域子ども・子育て支援事業

ニーズ調査に基づき、次の事業を推進します。

事業概要

図表8 地域子ども・子育て支援事業

対象事業	事業概要	対象児童年齢等
1 時間外保育事業(延長保育事業)	11時間を超えて保育を行う事業	0～5歳
2 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1～3年生、4～6年生
3 子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ(宿泊を伴う預かり)、トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり)	0～18歳
4 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	0～5歳
5 一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) 保育園その他の場所での一時預かり	3～5歳(幼稚園) 0～5歳
6 病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～3年生
7 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～5歳、 1～3年生、4～6年生
8 利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0～5歳、1～6年生
9 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳
10 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
11 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

⑥ 母子保健計画(健やか親子21第2次)

本市の母子保健計画については、国の「健やか親子21(第2次)※」の基本的な考え方に従って策定するものであり、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向け、3つの基盤課題と2つの重点課題に基づき、今後5年間にわたる市の方針と施策及び指標等を設定します。

国の健やか親子21(第2次)を踏まえた、3つの基盤課題と2つの重点課題

課題	概要
基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す必要があります。
基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す必要があります。
基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す必要があります。具体的には、国や県、市による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にあるさまざまな資源(NPOや民間団体等)との連携や役割分担の明確化が挙げられます。
重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信するさまざまな育てにくさ(※)のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実にすることを重点課題の1つとします。 (※)育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含みます。育てにくさの概念は広く、一部には発達障がい等が原因となっている場合があります。
重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わるのが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから、重点課題の1つとします。

※国の「健やか親子21」(平成13年～26年)は、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンとして、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画であり、平成26年3月には、平成27年度から始まる「健やか親子21(第2次)」が取りまとめられました。

津島市の主な取り組み内容

妊娠期から、妊娠届出時のアンケートの活用、医療機関や関係機関と連携し、問題を抱えているご家庭が孤立しないよう努めます。また、赤ちゃんとの生活や乳幼児揺さぶられ症候群など、子育てに関する啓発を妊婦教室や乳児期に行います。

育児期には、育てにくさを感じる、育児に自信がないと感じる方への支援として、特に乳幼児健診の場で早期に関わりをもつことを重視します。また、育児不安の要素となる育児の抱え込み、精神的な負担の軽減となるような健診づくりに努め、地域の子育て支援サービスにつながるよう努めます。

指標及び目標の一覧

課題	指標	実績値【平成26年度】	目標値【平成31年度】
基盤課題A	妊娠中の喫煙率	6.2%	減少
	妊娠中の飲酒率	1.6%	減少
	妊婦健康診査の受診率	1回目 96.3% 8回目 81.5%	増加
	歯科健康診査の受診率	8.8%	増加
	妊娠・出産について満足している者の割合	94.0%	増加
	乳幼児健康診査に満足している者の割合	幼児期 86.5%	増加
	むし歯のない3歳児の割合	84.7%	増加
	3歳までにフッ化物塗布を受けたことがある児の割合	80.4%	増加
	子どものかかりつけ医(歯科医師)を持つ親の割合	42.1%注1	増加
	甘いおやつや飲み物を1日3回以上食べる習慣のある3歳児の割合	13.4%	減少
	1歳までにBCGの予防接種を終了している児の割合	91.1%	増加
	1歳6か月までに4種混合の予防接種を終了している児の割合	82.1%	増加
	1歳6か月までに麻疹検診の予防接種を終了している児の割合	87.9%	増加
	産後うつを感じる者の割合	71.5%	減少
	育児に自信が持てない者の割合	乳児期 48.8% 幼児期 56.2%	減少
	仕上げ磨きをする親の割合	1歳6か月 92.0% 3歳 95.0%	増加
全出生児数中の低体重児の割合	9.0%(36人/402人)	減少	
基盤課題B	十代の喫煙率	0.8%(中1) 0.7%(中3)	0%
	十代の飲酒率	4.3%(中3)	0%
	地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況	100%	100%
	朝食を欠食する子どもの割合	4.0%(中1) 15.7%(中3) 10.2%(合計)	減少
	家族など誰かと食事する子どもの割合	75.2%(中1)注2 62.1%(中3)注2 68.3%(合計)注2	増加
	児童・生徒における痩身傾向児	2.1%(小5全体) 2.1%(小5男児) 2.1%(小5女児) 2.9%(中3全体) 2.8%(中3男児) 3.0%(中3女児)	減少
	歯肉に炎症がある十代の割合	4.1%(中1)	維持
	自己肯定感	16.0%(中1) 4.3%(中3)	増加
	児童生徒における肥満児の割合	7.7%(小5全体) 8.9%(小5男子) 6.4%(小5女子) 8.0%(中3全体) 9.1%(中3男子) 7.0%(中3女子)	減少

基盤課題C	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	88.5%	増加
	マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	69.2%	増加
	積極的に育児をしている父親の割合	乳児期 90.6% 幼児期 89.5%	増加
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	—	—
	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	乳児期 20.9% 幼児期 40.0%	増加
重点課題①	【再掲】育児に自信が持てない者の割合	乳児期 48.8% 幼児期 56.2%	減少
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある者の割合	4か月 76.5% 1歳6か月 74.2% 3歳 71.3%	増加
	「育てにくさ」を感じたときに対処できる親の割合	乳児期 45.3% 幼児期 49.3%	増加
	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	生後半年～ 96.6% 1歳6か月～2歳 93.0% 3～4歳 87.1%	増加
重点課題②	乳幼児健康診査の未受診率	4か月 3.1% 1歳6か月 3.2% 3歳 3.9%	減少
	【再掲】育児に自信が持てない者の割合	乳児期 48.8% 幼児期 56.2%	減少
	子どもを虐待していると思う親の割合	乳児期 1.7% 幼児期 6.5%	減少
	乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	乳児期 96.0% 幼児期 93.5%	増加

注1)「定期的な歯科医院への通院(治療は除く)をしている」と回答した3歳児の割合を表記

注2)「家族で1日1回2人以上で30分以上かけて食事をする」と回答した割合を表記

7 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組み

本市では、平成 21 年度から2校ずつ放課後子供教室を開設し、平成 24 年度で市内全8小学校区での開設が完了しています。

今後は、待機児童を解消すべく、余裕教室の一時的利用等による活動場所の確保及び、地元コミュニティや老人会、教員OB等よりコーディネーターや推進員を確保し、平成 31 年度までに待機児童ゼロを目指します。

また、放課後児童クラブの実施場所の見直し等にあわせて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型※の運営形態を導入することを計画し、平成 31 年度までに2か所整備することを目指します。

さらに、学校や家庭、放課後児童クラブとの密接な連携を図り、児童一人ひとりの放課後のニーズに対応していきます。

※一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通プログラムに参加できる運営形態のことです。

津島市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月：平成 27 年 3 月

発行：津島市

〒496-8686 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地

TEL 0567-24-1111